

訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る揭示

令和 6 年度診療報酬改定に伴い、当ステーションは地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

【対象者】

医療保険等を利用される方で、訪問看護管理療養費を算定する者

【算定要件】

当ステーションは地方厚生局長等に届け出を行い、健康保険法第 3 条 13 項の規定による電子資格確認により、看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、訪問看護医療 DX 情報活用加算として、月 1 回に限り、50 円を所定額に加算します。

【訪問看護医療 DX 情報活用加算の施設基準】

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
 2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
 3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に揭示していること。
 4. 3 の揭示事項についてウェブサイトに掲載していること。
- 医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 6 月 1 日

ハピネス訪問看護ステーション

管理者 立石容子